

他の企業又は大学等と共同で行う開発事業に対し、その経費の一部を補助します

～北上市ものづくり企業チャレンジ支援事業補助金 事業者募集～

公募期間
令和4年4月1日（金）～令和4年5月6日（金）

対象事業

他の企業や大学等と共同して実施する、付加価値の高い新製品若しくは新技術の開発、新規事業への参入又は製品のシェア拡大に係る事業とします。

〈共同の相手〉

1. 他の企業（所在地、業種、規模は問いません）
2. 大学、高等専門学校、公設試験研究機関



対象者

次の全てを満たす事業者とします。

1. 市内に事業所を有し、かつ、当該事業所が事業実施主体となって、補助対象事業に取り組む**※ものづくり中小企業者**であること。
2. 納期の到来している市税を滞納していない者であること。
3. 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない者であって、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。



※ものづくり中小企業者

製造業 日本標準産業分類の大分類E	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ソフトウェア業 日本標準産業分類の小分類391	
情報処理サービス業 日本標準産業分類の細分類3921	
機械設計業 日本標準産業分類の小分類743	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
プラントエンジニアリング業 日本標準産業分類の細分類7499に分類される事業のうちプラントエンジニアリング業	

補助金の額

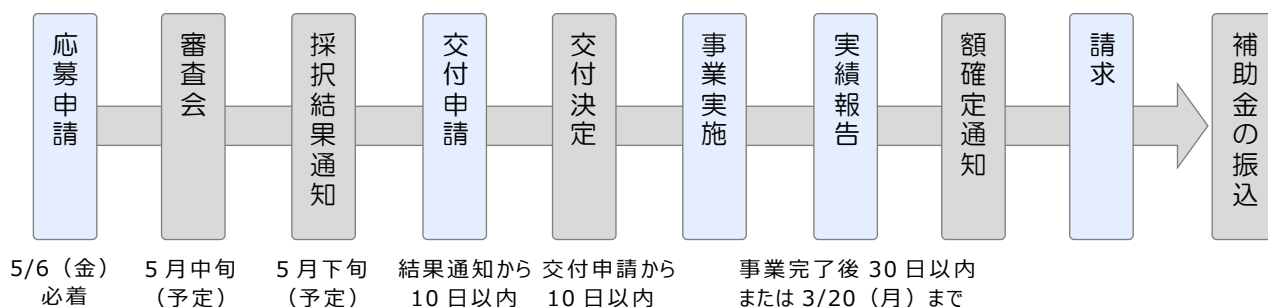
補助率：補助対象経費の **2分の1** 以内

補助限度額：**100万円（予算の範囲内で決定します）**

補助対象経費

- ・ 大学等との共同研究費
- ・ 謝金
- ・ 費用弁償
- ・ 設備費
- ・ 原材料費
- ・ 外注費
- ・ 委託費
- ・ マーケティング調査費
- ・ コンサルタント費
- ・ 広告宣伝費
- ・ 出願手数料
- ・ 消耗品費

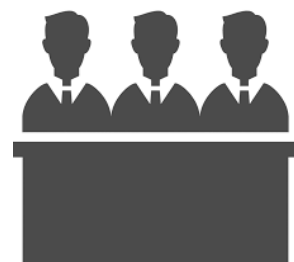
申請手続きの流れ



審査

知識経験者等による審査会を5月中旬頃に開催します。審査会では、申請者に事業計画をプレゼンテーションしていただき、以下の観点から審査します。

市場性・収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存事業との関連性に鑑み、売上拡大や事業発展の将来性があるか ・ 売上見込み及び販売計画が適切か
優位性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会一般的に見て新規性があるか、既存類似品と比べて著しく優位性があるか ・ 技術的課題が明確であり、自社の競争力が高まるような開発的要素があるか
実現性・計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政面・組織面・技術面から見て事業遂行が可能か ・ 実現可能な事業計画が立てられているか
公益性・模範性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業への波及効果があるか ・ 市内の製造業等のモデルとなる取組か



申請書のダウンロードや公募要領等の詳細は市ホームページをご参照ください。



★ 問合せ先 ★

北上市産業雇用支援課 工業係



電話 0197-72-8242 (直通)

FAX 0197-64-2171

Eメール sangyo@city.kitakami.iwate.jp